

# 健全化判断比率等の公表

図 財政課 (☎ 82-1131)

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成 23 年度決算の健全化判断比率および資金不足比率を公表します。

## ◎健全化判断比率

昨年度に引き続き、いずれの指標も早期健全化基準を下回る結果となりました。全体として、指標は改善傾向にあります。しかしながら、実質公債費比率、将来負担比率ともに県内の 13 市の中では高いほうに位置し、依然として厳しい状況です。

今後、合併特例債を活用した大型事業が予定されていることから、これらの指標を注視しながら、将来を見据えた健全な財政運営を行いますので、市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

	23 年度	22 年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	0%	0%	12.73%	20.0%
②連結実質赤字比率	0%	0%	17.73%	30.0%
③実質公債費比率	16.1%	16.5%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	95.8%	115.4%	350.0%	

・〈基準を超えるとどうなるの?〉……………  
 ①～④までの 4 つの健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準以上になると「財政健全化計画」を策定し、自主的な財政の健全化に努めることとなります。また、財政再生基準以上になった場合には、「財政再生計画」を策定し、国などの関与により財政の再生に努めることとなります。

- ①**実質赤字比率** …… 福祉、教育、まちづくりなどの行政サービスを行う一般会計等において、歳出に対する歳入の不足額(実質赤字額)が**標準財政規模**<sup>\*1</sup>に占める割合のことです。
- ②**連結実質赤字比率** …… 特別会計を含めた全会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合のことです。小型自動車競走事業会計で赤字額があるものの、そのほかの会計が黒字であり、連結では黒字となりました。
- ③**実質公債費比率** …… 一般会計等が負担する**公債費**<sup>\*2</sup>等が標準財政規模に占める割合の過去 3 か年平均のことです。標準財政規模の増加などにより、比率は改善しています。
- ④**将来負担比率** …… 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合のことです。職員削減による退職手当負担見込みの減少や債務負担行為などにより改善しています。

## ◎資金不足比率

市の公営企業の事業における資金不足額が**事業規模**<sup>\*3</sup>に占める割合のことで、昨年同様対象となる 6 事業(水道事業、工業用水道事業、病院事業、地方卸売市場事業、下水道事業、農業集落排水事業)のうち資金不足が発生した事業はありませんでした。

	対象 6 事業	経営健全化基準
資金不足比率	0%	20.0%

語句の説明

### ※ 1 標準財政規模

標準的に収入が見込まれる税に地方譲与税と普通交付税等を加えた一般財源の規模を示したものです。

### ※ 2 公債費

地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計した額です。

### ※ 3 事業規模

各会計における営業収益に相当する額です。